

令和3年改正個人情報保護法の 施行準備について

令和3年7月
個人情報保護委員会事務局

本日の流れ

1. 改正法の概要（15分）
 - 改正法の目的
 - 改正法の骨子（施行スケジュール含む）
2. 改正法の各規律と必要な施行準備作業について（25分）
 - 定義関係
 - 個人情報等の取扱い関係
 - 個人情報ファイル関係
 - 開示等関係
 - 匿名加工情報関係
 - 規律移行法人関係
3. 委員会と地方公共団体との関係（5分）
4. 個別論点について（10分）
5. 今後のスケジュール（5分）
（休憩：10分程度）
6. 質疑応答（20～30分程度）

配布資料の位置付け

- 改正個人情報保護法の個別条文に関する解説 [令和3年6月時点暫定版]
 - 令和3年改正法の規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人を含む「行政機関等」を規律する条文を抜粋の上、個人情報保護委員会事務局としての現時点における各規定に関する考え方を整理したもの。

- 改正個人情報保護法の規律に関するQ & A [令和3年6月時点暫定版]
 - 令和3年改正法の規定等に関連して、これまでに地方公共団体から照会を受けた事項について、個人情報保護委員会事務局としての現時点における考え方をまとめたもの。

- 個人情報保護法の施行に係る関係条例の条文イメージ [令和3年6月時点暫定版]
 - 令和3年改正法の施行に向けて、各地方公共団体において制定することが想定される条例の条文イメージをまとめたもの。
 - 条文イメージのなかには、「①条例で定める必要がある事項」のほか、「②必要に応じて条例で定めることが考えられる事項」や「③条例で定めることを妨げるものではない事項」も含まれており、条文イメージがそのまま条例化されることは想定していない。

I. 令和3年改正法の概要

- 本資料において条文番号は、令和5年春施行予定のデジタル社会形成整備法第51条による改正後のもの。
 - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和4年春施行予定）
民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
 - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和5年春施行予定）
（民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、）地方公共団体についても個人情報保護法が適用。
- また、本資料において「令和2年改正法」とは、令和2年6月12日に公布された個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年第44号）による改正後の個人情報保護法をいう。

1. 令和3年改正法の目的

改正法の目的①：「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化

- 現行法制の不均衡・不整合の是正
 - 国と地方、地方と地方、公営と民営
- 個人情報保護委員会による所管の一元化
 - 民間分野、マイナンバー制度で培った専門的知見

改正法の目的②：国際的制度調和

- EUのGDPR（一般データ保護原則）十分性認定
 - 独立行政機関（＝委員会）による執行体制の確保
- DFFT（信頼ある自由なデータ流通）

2. 令和3年改正法の骨子

施行スケジュール

- 法施行：令和5年春
- 政令・規則・ガイドライン等の公表：令和4年春
- 施行までの間、個人情報保護委員会は、改正後の制度の考え方や関連規定の素案を提示するとともに、総務省の協力を得て、地方公共団体からの意見・質問を聴取する。
- また、地方公共団体におかれては、条例・内規等の改廃・整備等を行っていただく。

2. 令和3年改正法の骨子

改正法の骨子①：法体系の一本化

(従来)

- 3法：国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者
- 条例：地方公共団体、地方独立行政法人

(改正後)

- 個人情報保護法に一本化
- 改正後の法律は、地方公共団体の機関・地方独立行政法人にも
直接適用 **※議会については適用除外。**

※ 既存条例については、改廃の検討をいただくことが必要。

2. 令和3年改正法の骨子

改正法の骨子②：公的部門の規律統一

- 国の行政機関
- 独立行政法人等
- 地方公共団体
- 地方独立行政法人



現行の国の行政機関の規律 +α

2. 令和3年改正法の骨子

改正法の骨子③：病院・大学・研究機関の規律統一

病院・大学・研究機関全体の規律見直しの一環として、公立病院・大学・研究機関の規律も下記のとおり変化。

(従来)

- 同種の業務にも関わらず規律の不均衡
 - ✓ 民間カウンターパートとの共同プロジェクト

(改正後)

- 改正後の個人情報保護法では、民間部門の規律に一本化。
 - ※ただし、開示請求等に係る制度など、一部公的部門の規律が適用される。
- いわゆる「規律移行法人」に関する対象機関・法人や規律内容については後述。

2. 令和3年改正法の骨子

改正法の骨子④：公的部門の規律見直し

■ 新たな保護に関するルールの導入

- 令和2年個人情報保護法改正（民間部門）の反映
 - 仮名加工情報の取扱いに係る義務
 - 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求
 - 不適正利用・取得の禁止
 - 外国にある第三者への提供制限
- その他
 - 任意代理人による開示等請求
 - 再委託・派遣労働者に係る規律の明記

Ⅱ. 個別の規律と施行に向けて必要な対応

1. 定義関係

- 「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」の用語の定義については、公的部門に適用される部分も含め、令和2年改正法の解釈運用を踏襲する形で統一する。
- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、令和2年改正法で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
 - ※新たに設けられた「条例要配慮個人情報」の用語については、後述。
- 上記のほか、「行政機関」、「行政機関の長」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」の用語の定義については、現行の行政機関個人情報保護法の相当する用語の解釈運用を踏襲する。

1. 定義関係【必要な対応】

■ 条例・規則の改廃

- 定義関係については、改正後の法律により統一されるため、条例・規則で各用語に関する定義規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係①

- 改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で、今後、ガイドライン等を整備する。
 - 個人情報の保有の制限等（法第61条）
 - 利用目的の特定
 - 保有の制限
 - 利用目的の変更
 - 利用目的の明示（法第62条）
 - 正確性の確保（法第65条）
 - 利用及び提供の制限（法第69条）

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係②

- 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しないものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備する。
 - 不適正な利用の禁止（法第63条）
 - 適正な取得（法第64条）
 - 漏えい等の報告等（法第68条）：委員会への報告義務、本人への通知義務
 - 外国にある第三者への提供の制限（法第71条）
 - 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）
 - 仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条）
- また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して、規律の充実が図られたものであり、今後、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備する。
 - 安全管理措置（法第66条）
 - 従事者の義務（法第67条）
 - 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係 【必要な対応】

■ 条例・規則の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

■ 要綱、手引き、様式、通達等の改廃

- 従来の条例の規定に基づき、地方公共団体の機関や地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについての要綱等を作成している場合、改正後の法律の規定に合わせた形に規定の整備等を行う必要がある。

■ 安全管理措置に係る点検等

- 改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、地方公共団体の機関や地方独立行政法人における個人情報の管理状況につき点検し、改正法の施行までに適切な管理のために必要な体制等の整備を行う必要がある。

■ 漏えい等報告等に係る体制整備

- 改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、漏えい等が生じた場合の委員会への報告や本人への通知を行うための体制等の整備を行う必要がある。

3. 個人情報ファイル関係

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）については、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律（法第74条）の適用は無いものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律（法第75条）が、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用される。

※「規律移行法人」については、後述。

- なお、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている「個人情報取扱事務登録簿」に関する運用については、令和3年改正法の施行後も、各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる。（法第75条第5項）

3. 個人情報ファイル関係 【必要な対応】

■ 条例の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

■ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- 改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに地方公共団体の機関や地方独立行政法人ごとに個人情報ファイル簿の作成・公表を行う必要がある。

4. 開示、訂正及び利用停止関係

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）については、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律（法第5章第4節）が、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用される。

※ ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては本人又は法定代理人にしか認められていなかった開示等請求について、改正後の法律においては任意代理人による開示等請求が認められるようになる。

※「規律移行法人」については、後述。

4. 開示、訂正及び利用停止関係【必要な対応】

■ 条例の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

※ 法第89条第2項の規定に基づき、開示請求に係る手数料の額については、条例で定める必要がある。

- 一方で、地方公共団体毎に定められている情報公開条例との整合性を確保するための非開示情報の整理のほか、開示等手続及び審査請求手続について、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

■ 開示等請求への対応に必要な体制整備

- 改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに地方公共団体の機関や地方独立行政法人ごとに開示等請求への対応を行うための体制等の整備を行う必要がある。

4. 開示、訂正及び利用停止関係【参考】

【条例と開示等手続との関係】

● 条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例

- ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
- ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること
(法は原則として請求から30日以内に開示決定等すべき旨を規定。)
- ◆ 手数料を無料又は従量制とすること

※ 口頭開示の可否・許容範囲については今後整理予定。

● 条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例

- ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
- ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

5. 行政機関等匿名加工情報関係

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）については、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律（法第5章第5節）が、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用される。
- ただし、改正後の附則第7条の規定により、当分の間は都道府県及び指定都市のみに提案募集を義務付けることとする。

※「規律移行法人」については、後述。

5. 行政機関等匿名加工情報関係【必要な対応】

■ 条例の改廃

- 改正後の法律の規定は、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に対して、直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

※ 法第119条第4項の規定により、契約締結する者が納めるべき手数料の額については、条例で定めておく必要がある。

■ 提案募集等に必要な体制整備

- 改正後の法律やガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに地方公共団体の機関や地方独立行政法人ごとに提案募集等を行うための体制等の整備を行う必要がある。

6. 規律移行法人関係

- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。
- なお、法第66条第2項第3号及び第4号の規定により、民間部門の個人情報の取扱いに係る規律が適用される独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が、法令に基づき行う業務であって政令で定めるものを行う場合は、（民間部門ではなく）公的部門における安全管理措置義務が適用される。
- また、上記の政令で定める業務に従事している者又は従事していた者については、行政機関等の職員等と同様、法第176条及び第180条の罰則の対象となる。

6. 規律移行法人関係【必要な対応】

■ 該当する法人・機関又は業務の洗い出し

■ 条例・規則の改廃

- 改正後の法律においては、規律移行法人における個人情報等の取扱いに関する規律について、他の民間事業者等と同様のものが適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。
- 開示請求等や行政機関等匿名加工情報の提供などに関する規律については、他の地方公共団体の機関等と同様、改正後の法律の規定が直接適用されることになるため、条例で法律の規定と重複する規定を存置又は新たに整備する必要は無い。

■ 安全管理措置に係る点検等

- 個人情報保護法ガイドライン（通則編）等を参照しながら、規律移行法人における個人情報の管理状況につき点検し、改正法の施行までに適切な管理のために必要な体制等の整備を行う必要がある。

■ 漏えい等報告等に係る体制整備

- 個人情報保護法ガイドライン（通則編）等を参照しながら、漏えい等が生じた場合の委員会への報告や本人への通知を行うための体制等の整備を行う必要がある。

【参考】 公的部門の機関、法人等の種別と規律の適用関係

	個人情報等の取扱い等に関する規律	個人情報ファイル簿に関する規律	開示、訂正、利用停止等に関する規律	匿名加工情報に関する規律
国の行政機関	公的部門の規律 (第5章第2節)	公的部門の規律 (第5章第3節)		
独立行政法人等	公的部門の規律 (第5章第2節)			
別表第二に掲げる法人及び(独)労働者健康安全機構 ※1	民間部門の規律 (第4章) ※2、3			
地方公共団体の機関	公的部門の規律 (第5章第2節)	公的部門の規律 (第5章第3節) ※第75条のみ	公的部門の規律 (第5章第4節)	公的部門の規律 (第5章第5節)
■ 病院、診療所、及び ■ 大学の運営の業務	民間部門の規律 (第4章) ※2、3			
地方独立行政法人	公的部門の規律 (第5章第2節)			
■ 試験研究等を主たる ■ 目的とするもの、大学 ■ 等の設置・管理及び ■ 病院事業の経営を目的とするもの	民間部門の規律 (第4章) ※2、3			

※1 独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の業務に限る。

※2 保有個人データに関する事項の公表等(第32条)並びに開示、訂正等及び利用停止等(第33条～第39条)に関する規定は適用されない。

※3 民間の事業者である匿名加工情報取扱事業者等の義務(第4節)に関する規定は適用されない。

Ⅲ. 委員会と地方公共団体との関係

委員会と地方公共団体との関係

■ 委員会の位置付け

- 専門的知見を有する独立行政委員会（法第6章第1節）

■ 指導、助言、勧告 等

- 法第6章第2節第3款の規定に基づき、委員会は行政機関等の監視を行う。

■ 情報の提供・技術的助言の求め（法第166条）

- 委員会は、地方公共団体の求めに応じて、必要な情報提供や技術的助言を行う。

■ 条例の届出（法第167条）

- 地方公共団体の長は、改正後の法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、委員会に届け出なければならない。

IV. 個別論点に関する考え方

1. 主な論点と考え方①

■ 死者に関する情報の扱い

- 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。他方、個人情報保護制度とは別に、法律に抵触しない限度で、条例において死者に関する情報の取扱いについての規定を設け、適正な管理を図るための措置を講じることは妨げられない。

■ 条例要配慮個人情報

- 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。

■ 「法令」の範囲

- 「法令」に条例が含まれないこととされている場合においても、「法令」の委任に基づき定められた条例については、「法令」に含まれる。

1. 主な論点と考え方②

■ 地方議会の扱い

- 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。

■ オンライン結合制限

- 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。

■ 審議会への諮問

- 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

2. 現在検討中の論点

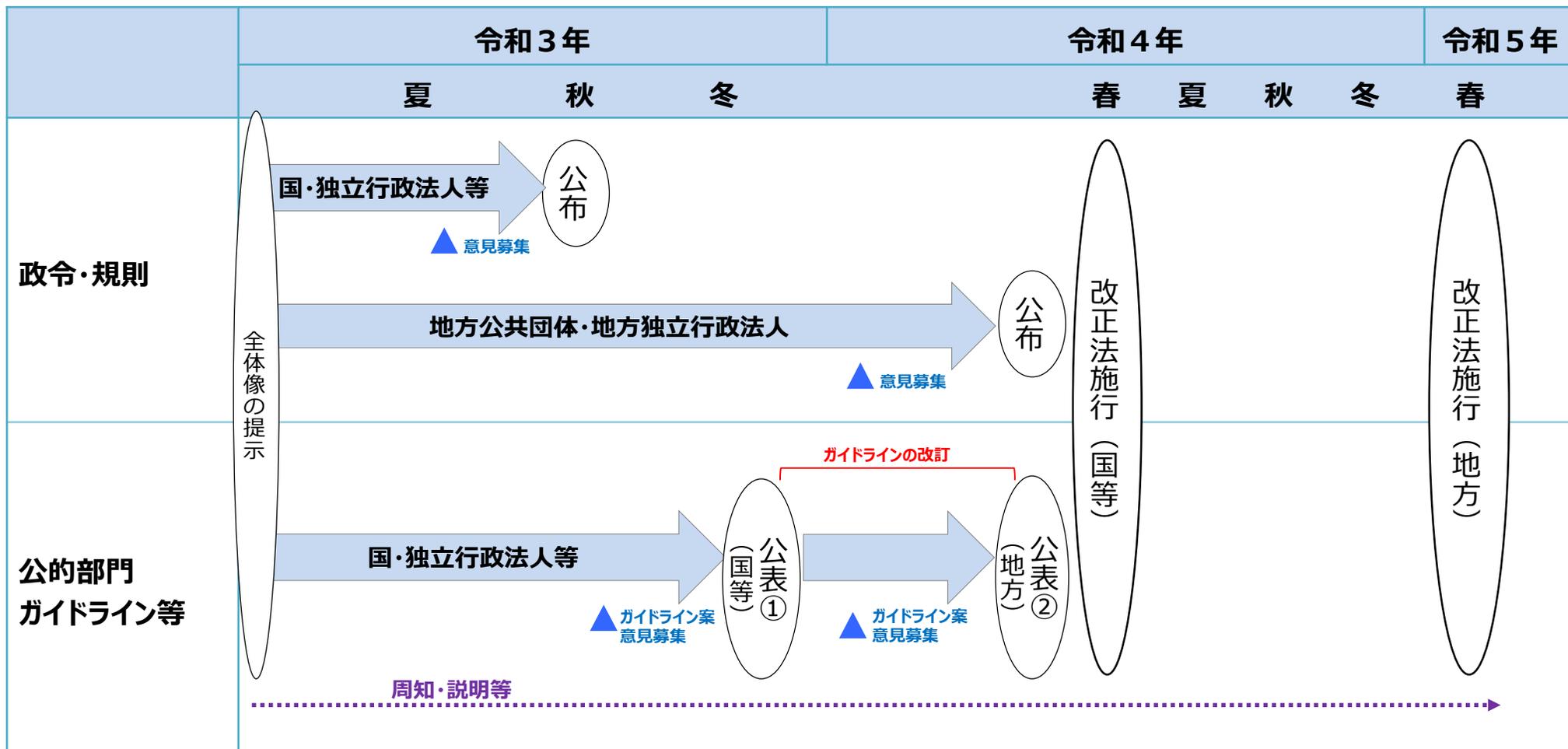
- 指定管理者が取得した個人情報に関する開示等請求の取扱い
- 口頭による開示請求の可否・許容範囲
- 一部の経過措置を条例で定めることの要否 ※Q&A10-1-1注釈
- 財産区における個人情報の取扱い

※ 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

V. 今後のスケジュール

令和3年改正法の施行に向けたスケジュール

- 委員会においてガイドライン等の策定作業を今後進めていくことと併せ、各規律に関する考え方を示す等、改正法の施行に向けた各地方公共団体等における着実な対応に必要な情報提供を行っていくとともに、関係者との対話を通じて、委員会として解釈等を示すことが有用な論点等を把握し、今後のガイドライン等の策定に活かしていく。
- 地方公共団体向けの説明会についても、今後の検討状況を踏まえ、本年11~12月を目途として再度実施する予定。



※ 上記の表は現時点での大まかな見込みであり、今後の状況によって変わり得る。

VI. 質疑応答

職員派遣のご案内

- **改正個人情報保護法の成立を受けて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、個人情報保護法において全国的な共通ルールが規定され、地方公共団体の制度を含む個人情報保護制度全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されます。**
- **新たな個人情報保護制度の施行に向け、令和4年度以降、地方公共団体においても、条例等の整備をはじめ個人情報保護委員会と連携して、個人情報の取扱い等について取り組んでいただくこととなります。**
- **社会における個人情報保護に対する意識が高まる中、適切かつ円滑な個人情報保護制度の運用を行うために、個人情報保護制度に関する動きや情報の最前線である個人情報保護委員会に、貴団体の職員を派遣してみませんか。**

ぜひ、下記までお問い合わせください！

<<お問い合わせ先>>

個人情報保護委員会事務局総務課長 西中 隆
(連絡先03-6457-9597)

個人情報保護委員会事務局総務課企画官 おおがみ 大上明子
(連絡先03-6457-9598)

ぜひ、お気軽に
お問い合わせ
ください！

